

兵庫県公報

令和2年9月4日 金曜日 第137号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 特定計量器所在場所定期検査の実施（工業振興課）	1
○ 土地改良区役員の退任の届出（農地整備課）	1
○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（同）	2
○ 公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	2
○ 同 上（同）	3
○ 同 上（同）	3
○ 同 上（同）	3
○ 同 上（同）	3
○ 同 上（同）	4
○ 同 上（同）	4
○ 公共測量が終了した旨の通知（同）	4
○ 同 上（同）	4
○ 同 上（同）	5
○ 同 上（同）	5
○ 同 上（同）	5
公 告	
○ 県有地の一般競争入札による売払い（管財課）	5
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（都市計画課）	7
○ 同 上（同）	8
○ 入札公告（管理課）	9
○ 落札者等の公示（同）	12
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（東播磨県民局）	13
公安委員会告示	
○ 警備員指導教育責任者講習の実施	13

告 示

兵庫県告示第926号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、皮革面積計に係る所在場所定期検査を次のとおり実施する。

令和2年9月4日

兵庫県知事 井戸敏三

検査実施区域	検査実施期日	検査実施場所
たつの市、揖保郡太子町	令和3年3月10日（水）から同月31日（水）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）	その皮革面積計の所在の場所

兵庫県告示第927号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の退任の届出があった。

令和2年9月4日

兵庫県知事 井戸敏三

下新庄土地改良区

退任役員

役員の区分	氏名	住所
監事	今村 邦夫	丹波市氷上町下新庄773番地



兵庫県告示第928号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員退任及び就任の届出があった。

令和2年9月4日

兵庫県知事 井戸 敏三

神戸市和田土地改良区

退任役員

役員の区分	氏名	住所
理事	岡野 光 廣	神戸市西区押部谷町和田100番地
同	岡野 弘	同 市同区押部谷町和田209番地
同	高塚 雅 弘	同 市同区押部谷町和田333番地
同	藤本 孝 樹	同 市同区押部谷町和田293番地の1
同	高塚 紀 夫	同 市同区押部谷町和田336番地
同	藤本 智	同 市同区押部谷町和田289番地
同	岡野 芳 春	同 市同区押部谷町和田72番地
同	藤本 睦	同 市同区押部谷町和田305番地
同	小池 孝 雄	同 市同区平野町堅田1110番地
監事	藤本 正 憲	同 市同区押部谷町和田294番地
同	栗西 均	同 市同区押部谷町和田207番地の3
同	政井 泰 次	同 市同区平野町堅田338番地

就任役員

役員の区分	氏名	住所
理事	岡野 光 廣	神戸市西区押部谷町和田100番地
同	岡野 弘	同 市同区押部谷町和田209番地
同	高塚 雅 弘	同 市同区押部谷町和田333番地
同	栗西 康 赦	同 市同区押部谷町和田199番地
同	高塚 悟 司	同 市同区押部谷町和田318番地
同	藤本 智	同 市同区押部谷町和田289番地
同	岡野 芳 春	同 市同区押部谷町和田72番地
同	藤本 睦	同 市同区押部谷町和田305番地
同	小池 孝 雄	同 市同区平野町堅田1110番地
監事	森岡 幸 夫	同 市同区押部谷町和田291番地
同	栗西 均	同 市同区押部谷町和田207番地の3
同	政井 泰 次	同 市同区平野町堅田338番地



兵庫県告示第929号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省近畿地方整備局六甲砂防事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和2年9月4日

兵庫県知事 井戸 敏三

- 1 作業種類
公共測量（用地測量）
- 2 作業期間
令和2年5月12日から同年12月28日まで

- 3 作業地域
西宮市山口町船坂地内



兵庫県告示第930号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和2年9月4日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類
公共測量（3級基準点測量、4級基準点測量、仮BM設置測量、縦断測量及び現地測量）
- 2 作業期間
令和2年8月17日から同年12月25日まで
- 3 作業地域
たつの市龍野町北龍野地内



兵庫県告示第931号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和2年9月4日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類
公共測量（用地実測図原図作成及び用地平面図作成）
- 2 作業期間
令和2年8月17日から同年12月25日まで
- 3 作業地域
たつの市新宮町宮内地内



兵庫県告示第932号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和2年9月4日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類
公共測量（3級基準点測量、4級基準点測量、仮BM設置測量、縦断測量及び現地測量）
- 2 作業期間
令和2年8月17日から同年12月6日まで
- 3 作業地域
たつの市神岡町入野地内



兵庫県告示第933号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和2年9月4日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類
公共測量（用地実測図原図作成及び用地平面図作成）
- 2 作業期間
令和2年8月17日から令和3年1月4日まで

3 作業地域

たつの市神岡町沢田地内



兵庫県告示第934号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和2年9月4日

兵庫県知事 井戸敏三

1 作業種類

公共測量（4級基準点測量、路線測量及び現地測量）

2 作業期間

令和2年6月12日から令和3年1月31日まで

3 作業地域

朝来市和田山町三波地内



兵庫県告示第935号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、朝来市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和2年9月4日

兵庫県知事 井戸敏三

1 作業種類

公共測量（地形図測量）

2 作業期間

令和2年8月17日から同年9月30日まで

3 作業地域

朝来市山東町柿坪地内



兵庫県告示第936号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和2年9月4日

兵庫県知事 井戸敏三

1 作業種類

公共測量（2級基準点測量）

2 作業期間

令和2年1月31日から同年5月29日まで

3 作業地域

新温泉町湯地内



兵庫県告示第937号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和2年9月4日

兵庫県知事 井戸敏三

1 作業種類

公共測量（4級基準点測量）

2 作業期間

令和元年10月7日から令和2年6月30日まで

- 3 作業地域
淡路市鶴崎地内



兵庫県告示第938号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、西宮市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和2年9月4日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類
公共測量（4級基準点の復旧測量）
- 2 作業期間
令和2年6月8日から同年7月27日まで
- 3 作業地域
西宮市大屋町地内



兵庫県告示第939号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、西宮市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和2年9月4日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類
公共測量（4級基準点測量）
- 2 作業期間
令和2年6月8日から同年7月31日まで
- 3 作業地域
西宮市樋ノ口町二丁目地内



兵庫県告示第940号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、三木市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和2年9月4日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類
公共測量（道路台帳図データ更新）
- 2 作業期間
令和2年1月28日から同年3月31日まで
- 3 作業地域
三木市の一部

公 告

県有地の一般競争入札による売払い

県有地を一般競争入札により売り払うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

令和2年9月4日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 入札に付する県有地
売払物件

物件番号	所在地	面積 (㎡)	地目	予定価格 (千円)	入札保証金 (千円)
キ	神戸市長田区大塚町九丁目6番5	151.33	宅地	7,869	787
ク	加東市家原字大將軍164番	876.99	宅地	7,343	735

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる者以外の者であること。

- (1) 成年被後見人
- (2) 被保佐人であつて、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (3) 民法（明治29年法律第89号）第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (4) 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法第11条に規定する準禁治産者
- (5) 民法第6条第1項の規定による営業の許可を受けていない未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (6) 破産者で復権を得ない者
- (7) 兵庫県における不動産の売却に係る契約手続において次の事項に該当すると認められる者で、その事実があつた後、2年間を経過しない者
 なお、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
 ア 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 イ 落札者が契約を締結すること又は契約の相手方が契約を履行することを妨げた者
 ウ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 エ アからウまでのいずれかに該当する事実があつた後2年間を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (8) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者
- (9) 売払物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供しようとする者
- (10) 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）に基づくところの破壊的団体及び当該団体の役員又は構成員
- (11) 日本語を完全に理解できない者
- (12) 兵庫県インターネット公有財産売却ガイドライン並びにヤフー株式会社が定めるオークションに関連する規約及びガイドラインの内容を承諾しない、又は遵守できない者
- (13) 公有財産の買受けについて一定の資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格などを有していない者

3 入札参加申込み

- (1) 仮申込み
 一般競争入札に参加しようとする者は、あらかじめヤフー株式会社が提供するインターネット公有財産売却システム（以下「公有財産売却システム」という。）により参加の仮申込みの手続を行うこと。
- (2) 申込手続
 一般競争入札の申込手続は、(1)により参加の仮申込手続を完了した後、(3)で掲げる受付期間内に所定の申込書により兵庫県企画県民部管理局管財課財産管理班に一般競争入札への参加を申し込むものとする。
 なお、申込みに当たっては、入札保証金を納付しなければならない。
- (3) 受付期間
 令和2年9月3日（木）から同月18日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時

まで。

郵送等の場合は、令和2年9月18日（金）消印有効とする。

- 4 入札説明書（兵庫県インターネット公有財産売却ガイドライン）及び契約条項を示す場所
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県企画県民部管理局管財課財産管理班
電話（078）341-7711 内線2550・2551
- 5 入札期間、場所及び開札日時
 - (1) 入札期間
令和2年10月6日（火）午後1時から同月13日（火）午後1時まで
 - (2) 入札場所
公有財産売却システム上
 - (3) 開札日時
令和2年10月13日（火）午後1時経過後直ちに行う。
- 6 入札方法
公有財産売却システムにより入札価格を登録する（郵送による入札書の提出は認めない）。
なお、この登録は1回に限り行うことができる。
- 7 入札保証金
 - (1) 入札保証金の額は、予定価格の100分の10以上で1の表中に掲げる額とする。
 - (2) 入札保証金は、入札する前に金融機関から指定口座へ振り込むこと。
- 8 入札に関する条件
 - (1) 公有財産売却システムにより入札価格を所定の日時まで登録していること。
 - (2) 所定の額の入札保証金が納付されていること。
 - (3) 入札者又はその代理人が同一事項について2以上した入札又はこれらの者がさらに他の者を代理してした入札でないこと。
 - (4) 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
- 9 入札の無効
入札参加資格がない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- 10 入札についての照会先
兵庫県企画県民部管理局管財課財産管理班
電話（078）341-7711 内線2550・2551



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

令和2年9月4日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 Corowa 甲子園
所在地 西宮市甲子園高潮町22番3号
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
名称 住所 代表者の氏名
みずほ信託銀行株式会社 東京都中央区八重洲一丁目2番1号 梅田 圭
- 3 変更事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
ア 変更前
名称 住所 代表者の氏名

みずほ信託銀行株式会社 東京都中央区八重洲一丁目2番1号 飯盛徹夫
 イ 変更後
 名称 住所 代表者の氏名
 みずほ信託銀行株式会社 東京都中央区八重洲一丁目2番1号 梅田圭

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前
 名称 住所 代表者の氏名
 株式会社ストライプインターナショナル 岡山市北区幸町2-8 石川康晴
 株式会社夢楽染 大阪市北区芝田二丁目7-18 三上和寿
 オークス梅田ビル新館6階
 イオンリテールストア株式会社 千葉県美浜区中瀬一丁目5番地1 西松正人
 外28者

イ 変更後
 名称 住所 代表者の氏名
 株式会社ストライプインターナショナル 岡山市北区幸町2-8 立花隆央
 株式会社夢楽染 大阪市北区芝田二丁目7-18 丸山伸一
 オークス梅田ビル新館6階
 イオンリテールストア株式会社 千葉県美浜区中瀬一丁目5番地1 井出武美
 外28者

4 変更年月日

令和2年4月1日ほか

5 届出年月日

令和2年8月13日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

令和2年9月4日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和3年1月4日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和2年9月4日

兵庫県知事 井戸敏三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ゆめタウンひかみ

所在地 丹波市氷上町本郷300番地

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 住所 代表者の氏名

株式会社タンパンベルグ 丹波市氷上町本郷300番地 土井恵介

氷上商業開発株式会社 丹波市氷上町本郷300番地 土井 恵 介

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名
株式会社タンバンベルグ	丹波市氷上町本郷300番地	辻 康 信
氷上商業開発株式会社	丹波市氷上町本郷300番地	辻 康 信

イ 変更後

名称	住所	代表者の氏名
株式会社タンバンベルグ	丹波市氷上町本郷300番地	土井 恵 介
氷上商業開発株式会社	丹波市氷上町本郷300番地	土井 恵 介

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名
株式会社イズミ	広島市南区京橋町2-22	山西 泰 明
コーナン商事株式会社	堺市鳳東町4丁目401-1	疋 田 耕 造
上新電機株式会社	大阪市浪速区日本橋西1-6-5	土井 栄 次

外30者

イ 変更後

名称	住所	代表者の氏名
株式会社イズミ	広島市東区二葉の里3丁目3-1	山西 泰 明
コーナン商事株式会社	大阪市淀川区西宮原2丁目2-17	疋 田 直 太郎
上新電機株式会社	大阪市浪速区日本橋西1-6-5	金 谷 隆 平

外26者

4 変更年月日

令和2年7月31日ほか

5 届出年月日

令和2年8月5日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び丹波県民局丹波土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

令和2年9月4日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和3年1月4日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

令和2年9月4日

契約担当者

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 調達内容

(1) 調達物品及び数量

国際観光芸術専門職大学(仮称) 事務室ほか物品の購入及び設置 一式

(2) 調達物品の特質等

調達物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。

(3) 納入期限

令和3年3月26日（金）

(4) 納入場所

国際観光芸術専門職大学（仮称）キャンパス（詳細は仕様書のとおり）

(5) 入札方法

上記(1)の物品について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額で入札すること。

2 一般競争入札参加資格

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に、出納局管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 参加申込みの期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

3 入札の参加申込み及び入札の方法等

入札は、書面又は電子によるものとし、参加申込方法等については次のとおりとする。

(1) 書面による入札

ア 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問合せ先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県出納局管理課 担当 吉岡

電話 (078) 341-7711 内線4935 F A X (078) 362-3928

イ 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出期間、契約条項を示す期間並びに入札説明書の交付期間

令和2年9月4日（金）から同月18日（金）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第2条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

ウ 入札の日時

令和2年10月14日（水）午後2時 兵庫県庁西館1階小入札室

エ 入札書の提出期限

上記ウの入札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による入札については、令和2年10月13日（火）午後5時までに上記アの場所に必着のこと。

(2) 電子による入札

兵庫県電子入札共同運営システム（以下「電子入札システム」という。）の利用による入札（以下「電子入札」という。）及び開札手続を行うものとし、この場合は以下によること。

ア 参加申込みの期間

令和2年9月4日（金）から同月18日（金）まで（県の休日を除く。）の午前9時から午後8時まで（ただし、令和2年9月18日（金）は午後4時までとする。）

イ 入札の日時

令和2年10月7日（水）午後5時から同月14日（水）午後2時まで（県の休日を除く。）

ウ 開札日時及び場所は上記(1)ウに同じ。

4 仕様確認等

- (1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札しようとする物品の仕様書との適合性について、次により必ず確認を受けること。

ア 受付期間

令和2年9月5日(土)から同月30日(水)まで(県の休日を除く。)の午前10時から午後4時まで(持参の場合は、正午から午後1時までを除く。)

なお、電子入札システムによる場合は、令和2年9月5日(土)から同月18日(金)まで(県の休日を除く。)の午前9時から午後8時まで(ただし、令和2年9月18日(金)は午後4時までとする。)の間に提出すること。

イ 受付場所

前記3(1)アに同じ。

ウ 提出書類

(7) 仕様確認申込書

(4) 仕様に適合していることを確認できる製品カタログ等

エ 提出方法

電子入札システム、持参又はFAXにより提出すること。

オ 確認の結果

令和2年10月7日(水)午後5時までに通知する。

- (2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)ウの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。
- (3) 入札者は、上記(1)オで認められた物品で入札すること。

5 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

契約希望金額(入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額)の100分の5以上の額の入札保証金を令和2年10月12日(月)正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

- (3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

- (4) 入札に関する条件

ア 入札は、所定の日時及び場所に入札書を持参、郵送等により行うか、又は電子入札をすること。

イ 所定の額の入札保証金(入札保証金に代わる担保の提供を含む。)が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が令和2年10月28日(水)までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

なお、代理人が入札をする場合は、入札書に代理人の記名及び押印があること(電子入札を除く。)

キ 代理人が入札する場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

なお、電子入札の場合は、事前に承認された代理人に限る。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと(電子入札を除く。)

ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(4) 初度の入札において、上記アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反して無効となった者以外の者

- (5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、仕様を満たさない者のした入札、提出書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要作成

(7) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Toshizo Ido, Governor of Hyogo Prefecture

(2) Nature and quantity of the product to be purchased:

A set of purchase and installation of goods at International Professional College of Tourism and Arts (tentative name) office and others

(3) Delivery period: March 26 , 2021

(4) Delivery location:

International Professional College of Tourism and Arts (tentative name) Campus (details are described in the specification)

(5) Deadline for the submission of tender application forms:

16:00 September 18, 2020

(6) Deadline for tender:

14:00 October 14, 2020 by direct delivery and electronic bidding system

17:00 October 13, 2020 by mail

(7) Person to contact concerning the notice:

Mr. Yoshioka, Personnel and Procurement Division, Treasury Bureau, Hyogo Prefectural Government
5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8567

TEL (078)341-7711 extension 4935



落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

令和2年9月4日

契約担当者

兵庫県知事 井戸敏三

1 落札に係る物品の名称及び数量

令和2年度（下半期）用品単価契約【PPC用紙（B4、A3、A4）】

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

兵庫県出納局管理課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

3 落札者を決定した日

令和2年8月7日

4 落札者の名称及び住所

永井産業株式会社神戸支店 神戸市東灘区魚崎浜町27-21

5 契約単価（税抜）

B4 1,860円

A3 1,500円

A4 1,280円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告をした日

令和2年6月26日

**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和2年9月4日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
加古郡播磨町二子字右近次郎本452番1の一部、452番4、452番5、453番1、453番2、453番3
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
神戸市西区前開南町二丁目12番15号
株式会社パナシア 代表取締役 森岡隆成
- 3 許可年月日及び許可番号
令和2年3月6日
兵庫県指令東播（加土）（建）第1-39号（1播磨）

公安委員会告示**兵庫県公安委員会告示第247号**

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「新規取得講習」という。）及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「規則」という。）第6条第1項に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「追加取得講習」という。）の実施について、規則第2条の規定により、次のとおり公示する。

令和2年9月4日

兵庫県公安委員会

委員長 豊川輝久

- 1 新規取得講習及び追加取得講習に係る警備業務の区分等
 - (1) 警備業務の区分
法第2条第1項第3号に規定する警備業務（以下「運搬警備業務」という。）
 - (2) 実施日
 - ア 新規取得講習
令和2年10月7日（水）から同月14日（水）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の6日間
 - イ 追加取得講習
令和2年10月12日（月）から同月14日（水）までの3日間
 - (3) 実施場所
神戸市中央区御幸通6丁目1番12号 三宮ビル東館8階教育センター
 - (4) 修了考査の実施
新規取得講習及び追加取得講習ともに、令和2年10月14日（水）に修了考査（新規取得講習は40問100分、追加取得講習は14問35分）を実施する。
- 2 受講定員
新規取得講習及び追加取得講習の受講者の合計で30人とする。
- 3 受講対象者
受講対象者は、講習の区分ごとに、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 新規取得講習
受講申込日において、次のいずれかに該当する者
 - ア 最近5年間に運搬警備業務に従事した期間が通算して3年以上ある者
 - イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（運搬警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている者

ウ 検定期則第4条に規定する2級の検定（運搬警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上運搬警備業務に従事しているもの

エ 検定期則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定期則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（運搬警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に係る合格証の交付を受けている者

オ 旧検定期則第1条第2項に規定する2級の検定（運搬警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に係る合格証の交付を受けている警備員であって、当該合格証の交付を受けた後、継続して1年以上運搬警備業務に従事しているもの

(2) 追加取得講習

法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は規則第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（運搬警備業務に係るものを除く。以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けている者で、次のいずれかに該当するもの

ア 最近5年間に運搬警備業務に従事した期間が通算して3年以上ある者

イ 1級検定に係る合格証明書の交付を受けている者

ウ 2級検定に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上運搬警備業務に従事しているもの

エ 旧1級検定に係る合格証の交付を受けている者

オ 旧2級検定に係る合格証の交付を受けている警備員であって、当該合格証の交付を受けた後、継続して1年以上運搬警備業務に従事しているもの

4 受付期間

新規取得講習及び追加取得講習ともに令和2年9月11日（金）から同月23日（水）までの間（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く午前10時から午後5時まで）

5 申込先

兵庫県内の各警察署の生活安全課（生活安全第一課、生活安全第二課及び刑事生活安全課を含む。以下同じ。）の警備業担当係とする。

6 申込時の提出書類

(1) 新規取得講習を受講しようとする者

ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書（以下「申込書」という。）1通

イ 次に掲げるいずれかの書面

(7) 3の(1)のアに該当する者については、運搬警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書及び履歴書

(4) 3の(1)のイに該当する者については、1級検定に係る合格証明書の写し

(7) 3の(1)のウに該当する者については、2級検定に係る合格証明書の写し及び運搬警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書

(4) 3の(1)のエに該当する者については、旧1級検定に係る合格証の写し

(4) 3の(1)のオに該当する者については、旧2級検定に係る合格証の写し及び運搬警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書

(2) 追加取得講習を受講しようとする者

ア 申込書1通

イ 指導教育責任者資格者証等の写し

ウ 次に掲げるいずれかの書面

(7) 3の(2)のアに該当する者については、運搬警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書及び履歴書

(4) 3の(2)のイに該当する者については、1級検定に係る合格証明書の写し

(7) 3の(2)のウに該当する者については、2級検定に係る合格証明書の写し及び運搬警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書

(4) 3の(2)のエに該当する者については、旧1級検定に係る合格証の写し

(4) 3の(2)のオに該当する者については、旧2級検定に係る合格証の写し及び運搬警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書

7 申込書の配布

申込書は、兵庫県警察ホームページからダウンロードできるほか、兵庫県内の各警察署の生活安全課及び一般社団法人兵庫県警備業協会において配布している。

8 受講手数料

新規取得講習は38,000円、追加取得講習は14,000円相当額の兵庫県収入証紙を講習初日の午前9時から午前9時50分までの間に納付するものとする。

9 受講日の携行品

筆記用具、印鑑及び参考書（警備業法令集等）

10 その他

- (1) 受講者の確定は先着順とし、受講定員に達した時点で申込みを締め切る。
- (2) 申込みは、原則として受講者本人が行うものとする。
- (3) 郵送による申込みは、受け付けない。
- (4) 受講者は、自己の本籍及び氏名は住民票等により確認し、申込書の記載に誤りがないようにすること。
- (5) 申込日に、警備業務経験通算年月について確認を行う。

11 講習委託先

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号 三宮ビル東館8階
一般社団法人兵庫県警備業協会

12 問合せ先

- (1) 兵庫県内の各警察署の生活安全課
- (2) 兵庫県警察本部生活安全部保安課
電話 (078) 341-7441 内線3424
- (3) 一般社団法人兵庫県警備業協会
電話 (078) 252-0166